

告 訴 状

2013年8月26日

東京高等検察庁 御中

告訴人 島 崎 崇

〒389-2301 長野県木島平村穂高1455

電話 080-5013-9801

被告訴人 東京地方検察庁 特別捜査部長 山上 秀明

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話 03-3592-5611

【第1】 告訴の趣旨

上記の被告訴人は、以下に記載する通り、刑法第193条（公務員職権濫用）の罪を犯したものと思料する。そこで、当該被告訴人を厳重に処罰することを求め、刑事訴訟法第230条に基づき告訴する。

【第2】 告訴事実

1. 告訴人は、2013年7月14日付けの告発状及び付属資料を、翌日7月15日、東京地方検察庁宛てに簡易書留郵便で送付し、刑事訴訟法第239条第1項に基づく告発をした。この郵便物は、2013年7月16日に東京地方検察庁に配達された。
2. 被告訴人は、2013年8月12日、告訴人が郵送した告発状及び付属資料を、

告訴人宛てに簡易書留郵便で返送した。この郵便物は、2013年8月14日に告訴人に配達された。

3. 被告訴人は、告訴人の告発に対して、刑事訴訟法に従って適正に事件処理することなく、告発状を告訴人に返却するという不正手段により、告訴人の告発を無効ならしめた。この点で、被告訴人は、その職権を濫用して、告訴人による告発権(刑事訴訟法第239条第1項)の行使を妨害しており、公務員職権濫用(刑法第193条)の罪を犯した。

4. 又、被告訴人が、告発状を告訴人に返却するという不正手段により、告訴人の告発を無効ならしめた結果、告訴人は、本来は必要がないのに、同一の事件について他の捜査機関に再告発しなければならなくなった。実際に、告訴人は、2013年8月21日、告発状及び付属書類を、警視庁宛てに簡易書留郵便で送付し、同一の事件について再告発した。この点で、被告訴人は、その職権を濫用して、告訴人に義務のない再告発を行わせており、公務員職権濫用(刑法第193条)の罪を犯した。

【第3】 添付書類

資料説明書 1通

資料1~資料9 各1通

以上